

地方税財源の充実・強化

政策提言先 財務省、総務省、内閣府

政策提言の要旨

地方財政は、社会保障関係費の増嵩などにより恒常的に財源不足の状態が続いています。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響による経済の下振れやそれに伴う地方の税財源の減少が懸念される中、南海トラフ地震をはじめとする災害への備えや、地方創生・人口減少対策に加えて、感染症防止対策や経済影響対策のさらなる拡充・継続のための取組を推進していくためには、こうした施策に係る財政需要について安定的な財源の確保が不可欠です。

ついては、引き続き、新型コロナウイルス感染症への対応として地方が必要とする財源を措置するとともに、地方一般財源総額を確保しつつ、臨時財政対策債などの特例措置に依存しない持続可能な制度の確立等により、地方税財源の充実・強化を図ることを求めます。

【政策提言の具体的内容】

1 地方一般財源の総額確保

- 令和4年度地方財政計画における地方の一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和6年度までは令和3年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保するとされていることを踏まえ、水準超経費を除く交付団体ベースで前年度を0.02兆円上回る62兆円とされました。また、地方交付税総額についても前年度を0.6兆円上回る18.1兆円を確保されるなど、一般財源総額確保に尽力いただいたとともに、臨時財政対策債を可能な限り抑制したものとなっています。
- 今後も、地方の歳出は、社会保障関係費の財源や臨時財政対策債の償還財源はもとより、地方が責任をもって実施する地方創生・人口減少対策をはじめ、国土強靱化のための防災・減災事業、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組、さらには新型コロナウイルス感染症の感染防止対策や経済影響対策に加えて、デジタル化の推進など社会・経済の構造変化を踏まえた対策などの財政需要も見込まれます。令和5年度以降の一般財源総額の議論に当たっては、こうした需要に的確に対応し、地域の実情に応じた自主的かつ主体的な取組を長期間にわたって実施していけるよう、十分な規模で地方一般財源の総額を確保し、地方の取組を後押ししていただくことが必要です。
- 地方創生の推進については、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中で、地方公共団体においても、地域の課題については、地域の実情に応じ、地方の責任と創意による対策を講じることが求められております。地方がその実情に応じた息の長い取組を継続的かつ主体的に進めていくためには、令和4年度地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）を拡充・継続し、地方創生・人口減少対策に向けた取組をしっかりと進められるよう必要な地方一般財源を十分に確保することが必要です。
- 一般財源の確保に当たっては、地方交付税の総額をしっかりと確保することが重要です。地方交付税の法定率の見直しを含め、臨時財政対策債などの特例措置に依存しない持続可能な制度の確立に向けた方策を国と地方で検討していく必要があります。

2 防災・減災、国土強靱化等に必要な財源の確保

- 令和3年度地方財政計画では、「緊急防災・減災事業債」及び「緊急自然災害防止対策事業債」が令和7年度まで延長されるとともに、令和4年度地方財政計画では、「公共施設等適正管理推進事業債」について、「長寿命化事業」の対象が拡充され事業期間が5年間延長されたところです。
- 頻発化・激甚化する自然災害に対する国土強靱化のために対策が必要な箇所は依然として多く、特に本県のように高い確率で大規模地震の発生が見込まれている地方においては、その整備は急務となっていることから、防災・減災、国土強靱化の取組を強力かつ計画的に推進するため安定的・継続的な財源の確保が必要です。

3 条件不利地域や財政力の弱い地方自治体に対する適切な財源措置

- 本県のように全国平均を上回って人口が減少し、少子高齢化が進行している地方自治体では、地方創生・人口減少対策を一層推進するとともに、人口減少下においても、教育・福祉など地域や住民が必要とする行政サービスを安定的に提供することや災害へ備えるために社会資本を整備し、それを維持・修繕していく必要がありますが、十分な財源保障がなければ着実に取組を実行していくことは困難です。
- 令和4年度の地方財政計画においては、水準超経費を除く交付団体ベースで前年度を0.02兆円上回る62兆円の一般財源総額が確保されましたが、本県のように県税等の自主財源の割合が小さく、地方交付税への依存度が高い自治体は、県税等の増と比べ、地方交付税の減が大きくなっています。
- そのため、地方交付税の算定に当たり、少子高齢化等が進行している自治体に重点的に配分される「地域社会再生事業費」の考え方を継続・充実するなど、条件不利地域や財政力の弱い団体の実情を十分に踏まえた財源措置が必要です。

4 新型コロナウイルス感染症対策の継続

- 新型コロナウイルス感染症の影響については、依然として新規感染者は高止まりしており、再度の感染拡大も懸念されるなど今後も長期化が予想されることから、地方には、感染防止対策と社会経済活動の回復の両立を図るとともに、デジタル化の推進等ウィズコロナにおける社会・経済の構造変化を踏まえた対策に取り組んでいくことが求められています。

令和4年度一般会計予備費の使用により、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が8,000億円増額されたところですが、引き続き、地方が責任を持って必要な対策を実行することができるよう、感染症が収束するまでの間は、同交付金や新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金など、地方が必要とする財源を措置していただくことが必要です。

【政策提言の理由】

地方の一般財源総額については、令和4年度地方財政計画において、前年度の水準を上回る額で確保されるとともに、少子高齢化等が進行している自治体に重点的に配分される「地域社会再生事業費」が継続されるなど、厳しい地方財政へ配慮していただき感謝を申し上げます。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響による経済の下振れに伴い、地方においても税財源の減少が懸念されているところであり、地方交付税を含む一般財源総額の安定的な確保の重要性がより高まっております。

令和5年度以降の地方の一般財源総額の規模については、今後議論されていくものと思われませんが、今後とも、増嵩する社会保障関係費のほか、地方創生・人口減少対策、国土強靱化のための防災・減災事業、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組に加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策や経済影響対策などに対応していくためには、地方交付税の増額をはじめとする地方税財源の充実・強化が必要です。

【高知県担当課】 総務部 財政課